

# 重要事項説明書

通所介護（介護予防通所介護）事業  
介護予防・日常生活支援総合事業  
（介護予防通所介護相当サービス）

社会福祉法人 北丹後福社会

事業所 久美浜デイサービスセンターくみの里  
 佐濃デイサービスセンターこうりゅうの里  
 事業者 社会福祉法人 北丹後福社会

〈令和6年6月1日現在〉

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人北丹後福社会
法人の所在地	京都府京丹後市久美浜町169番地
電話番号	0772-82-1555
代表者氏名	理事長 田村 斗利
設立年月日	昭和62年9月2日

2. 事業所の概要

(1) ご利用のデイサービスセンター

事業所名	久美浜デイサービスセンターくみの里
所在地	京都府京丹後市久美浜町168番地
介護保険指定番号	2672400021
実施事業	通所介護（老人デイサービスセンター）事業 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当）

事業所名	佐濃デイサービスセンターこうりゅうの里
所在地	京都府京丹後市久美浜町竹藤40番地
介護保険指定番号	2672400054
実施事業	通所介護（老人デイサービスセンター）事業 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当）

(2) 主な職員の人員

久美浜デイサービスセンターくみの里		
職種	員数	職務内容
管理者	1名（兼務）	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名	利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。
介護職員	10名（内、2名は非常勤）	利用者の介護等に従事する。
看護職員	3名（内、1名管理者兼務 2名非常勤）	利用者の看護や健康相談等に従事する。
機能訓練指導員	1名	心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
調理職員	久美浜苑職員兼務	給食業務に従事する。

佐濃デイサービスセンターこうりゅうの里		
職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1名 (兼務)	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名 (管理者兼務)	利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。
介護職員	11名 (内、3名は非常勤)	利用者の介護等に従事する。
看護職員	3名 (3名は非常勤)	利用者の看護や健康相談等に従事する。
機能訓練指導員	1名	心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
調理職員	4名 (内、2名は非常勤)	給食業務に従事する。

### (3) 設備の概要

	久美浜デイサービスセンター	佐濃デイサービスセンター
定 員	50名 (1日)	50名 (1日)
機能訓練室	1室 (90㎡)	1室 (160㎡)
食 堂	1室 (98㎡)	1室 (105㎡)
浴 室	一般浴室1室と特殊浴室1室があります。(共通)	

### 3. 事業のサービス内容

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理に関する援助
- (7) 利用者、家族に対する相談、助言等の援助
- (8) 送迎
- (9) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

### 4. 利用料金

#### (1) サービス利用料金

サービス利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合は、変更いたします。別紙に掲げる利用料金表によって、利用者様の要介護度に応じた利用料金に各種加算額を加えた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

#### (2) その他の料金

次に掲げる費用の額を利用者の同意を得て支払を受けます。

##### ① 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業実施地域を越えて行う送迎の費用として、片道あたり次表の料金を徴収します。

	網野町	峰山町	豊岡市	その他
交通費	500円	500円	500円	1,000円

- ② 食費 600円
- ③ おむつ代（実費）
- ④ 日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担していただくことが適当と認められる費用（実費）
- ⑤ キャンセル料  
利用者がサービスの当日に中止を申し出た場合は、キャンセル料として料金の一部（食費）を請求します。
- ⑥ 介護サービスの提供時間を越えてサービスを利用される場合は、1時間当たり1,000円をその利用者に請求します。但し、営業時間の終了時刻までの利用とします。

### (3) 支払方法

お支払方法は、原則として、通所介護（介護予防通所介護）サービス利用翌月の20日（土日・祝祭日の場合は20日以降の直近金融機関営業日）に、口座引落にてお支払いいただきます。

## 5. 通常の事業の実施地域

この事業の実施地域は、京丹後市久美浜町の地域とします。

## 6. サービス利用にあたっての留意事項

利用者及び家族は、次に掲げる事項について留意しなければなりません。

- ① 利用を中止する場合は、必ず連絡すること。
- ② 送迎時には、可能な限り家族が在宅していること。
- ③ 体調等に変化が見られる場合は、迎え時職員に伝達すること。
- ④ 持ち物には全て氏名を記入しておくこと。
- ⑤ 他の利用者等に対して宗教活動及び政治活動はしないこと。

## 7. 苦情処理

### (1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

#### 手順

- ・苦情受付担当、苦情受付責任者、第三者委員を設け、施設内に掲示し利用者・家族に周知します。
- ・匿名の苦情を傾聴するため苦情受付箱を受付に設置します。
- ・苦情受付担当者は、苦情申出人から事実関係を把握し、適切に処理します。
- ・申し出られた苦情内容を真摯に受け止め、サービスの向上、改善に努めます。

#### 体制

- ・事業所に苦情受付担当者及び苦情解決責任者をおきます。
- ・苦情解決を迅速かつ公正に推進する第三者委員を設置します。

### (2) 事業所の相談・苦情の窓口

くみの里：生活相談員 栗倉さおり 電話：0772-82-1021

こうりゅうの里：管理者兼務生活相談員 奥村豊 電話：0772-84-9033

- ① 営業日は、月曜日から金曜日までとします。但し、土・日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は、休みとなります。

国民の祝日は、営業しています。

- ② 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとします。
- ③ 電話等により24時間常時連絡が可能な体制としています。

(3) 公的機関の相談・苦情窓口

京丹後市：健康長寿福祉部 長寿福祉課 電話：0772-69-0330

丹後保健所：企画調整課 医療・高齢担当 電話：0772-62-0361

京都府国民健康保険団体連合会 電話：075-354-9090

8. 緊急時の対応方法

利用者に心身上の異変が生じた場合には、家族等に連絡するとともに、主治医へ連絡するなど速やかに必要な措置を講ずることとします。

9. 事故発生時の対応方法

(1) 利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡するとともに、関係市町村及び丹後保健所、担当の介護支援専門員、主治医へ連絡を行い、必要な措置を講ずることとします。

(2) サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者及び家族の生命や身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者及びその家族に対してその損害を賠償することとします。

10. 個人情報の保護

(1) 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

11. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

12. 身体拘束の制限について

入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為をおこないません。この場合において、緊急やむを得ず身体拘束を行うときには、家族等の同意を頂き、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、理由を記録するものとします。

13. ハラスメントに関する事項

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

14. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づき必要な措置を講ずることとします。

15. 非常災害対策

事業者は、各事業所の定める防災計画や業務継続計画に基づき、防災の万全を期するとともに、非常災害による被害を防止する為、必要な設備の維持管理及び計画的に避難訓練等を実施します。

災害時の対応	事業所の定める防災計画に基づき、利用者を安全な場所へ適確に避難誘導する。	
防災設備	消火器、消火栓（久美浜デイ）、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報機（佐濃デイ）、非常警報設備、誘導灯	
防災訓練	年2回実施	
防災責任者	久美浜デイサービスセンターくみの里	富森律彦
	佐濃デイサービスセンターこうりゅうの里	奥村 豊

16. 事業者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 北丹後福祉会	
代表者役職・氏名	理事長 田村 斗利	
本部所在地	京都府京丹後市久美浜町169番地	
電話番号	0772-82-1555 FAX 0772-82-0114	
定款の目的に定めた事業	1、特別養護老人ホームの経営 2、老人デイサービス事業の経営 3、老人短期入所事業の経営 4、老人介護支援センターの経営 5、居宅介護支援事業の経営	
施設・拠点等	介護老人福祉施設	2ヶ所
	短期入所生活介護事業所	2ヶ所
	通所介護（介護予防通所介護）事業所	2ヶ所
	居宅介護支援事業所	1ヶ所

17. その他運営に関する重要事項

- (1) 職員、及び職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 上記に定める事項のほか、その運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

18. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施状況	① あり	実施日（久美浜デイ）	令和4年10月12日
		〃（佐濃デイ）	令和4年10月12日
		評価機関名称	きょうと介護保険にかかわる会
		結果の開示	① あり 2 なし
2 なし			

## 同意書

サービスの開始にあたり、利用者またはその家族に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〈事業者名〉 社会福祉法人北丹後福祉会

〈住所〉 京都府京丹後市久美浜町 169 番地

〈説明者名〉

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、その内容を十分理解し、事業者の定める利用料の支払いに関して同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 京都府京丹後市久美浜町

氏名

〈代理人〉

住所 京都府京丹後市久美浜町

氏名

## 通所介護 利用料金表

【大規模型通所介護Ⅰ】(7時間以上8時間未満)

(単位：円)

基本部分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	629	744	861	980	1,097
2.入浴介助加算Ⅰ	40	40	40	40	40
3.サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22
4.中重度者ケア体制加算	45	45	45	45	45
5.食費	600	600	600	600	600
合 計	1,336	1,451	1,568	1,687	1,804

この利用料金表は、1割負担の場合のサービス利用料金を記載しています。  
(一定以上の所得がある65歳以上の方は2割負担又は3割負担になります)

その他加算(該当する場合に算定します)(1割負担の場合の料金表)

(単位：円)

加算項目	料金	算定内容	算定単位
中重度者ケア体制加算	45	看護職員又は介護職員を常勤換算方法で員数+2以上確保 前年度又は前3月間の利用者総数のうち要介護度3~5の占める割合が30%以上(要支援者は含めない) 通所介護を行う時間帯に看護職員を1名以上確保	1日につき
認知症加算	60	看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保 認知症者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当)15%以上 認知症介護に係る実践的な研修修了者を1名以上配置 事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催	該当者1日につき
個別機能訓練加算Ⅰイ	56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置(配置時間定めなし) 個別機能訓練計画を作成、機能訓練指導員が直接訓練実施、 5人程度以下の小集団または個別	1日につき
個別機能訓練加算Ⅰロ	85	個別機能訓練加算Ⅰイの要件に加えて専従の機能訓練指導員を1名以上配置(配置時間定めなし)	1日につき
個別機能訓練加算Ⅱ	20	上記加算Ⅰに加えて個別訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用すること(LIFEヘデータ提出)	加算Ⅰに上乗せ
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上、 または勤続10年以上介護福祉士25%以上	1日につき



加算項目	料金	算定内容	算定単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上	1日につき
入浴介助加算Ⅰ	40	適切な人員、設備で入浴介助を行う。	1回につき
入浴介助加算Ⅱ	55	職員が利用者宅を訪問し個別の入浴計画を作成する。個浴等利用者宅の状況に近い環境で入浴介助を行う。	1回につき
口腔機能向上加算Ⅰ	150	口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士、言語聴覚士又は看護職員が、介護職員と共同して口腔機能の改善のための計画書を作成しこれに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	月2回まで
口腔機能向上加算Ⅱ	160	上記Ⅰの取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に LIFE データ提出とフィードバックの活用	月2回まで
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、担当の介護支援専門員に当該情報を提供していること	6月に1回
科学的介護推進体制加算	40	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症等基本的な情報を LIFE へ情報を提供する	1月につき
送迎減算	△47	事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき所定単位数から減算	片道につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ	9.2%	介護職員の離職防止・定着促進の取組の実施している	1月につき

## 介護予防・日常生活支援総合事業 利用料金表

【通所型独自サービス】

(単位：円)

基本部分	要支援 1	要支援 2
サービス利用料金 (1ヶ月)	1,798	3,621
食費 1回につき	600	600

この利用料金表は、1割負担の場合のサービス利用料金を記載しています。

(一定以上の所得がある65歳以上の方は2割負担又は3割負担になります)

その他加算 (該当する場合に算定します) (1割負担の場合の料金表)

(単位：円)

加算項目	料金	算定内容	算定単位
一体的サービス提供加算	480	1月につき(栄養改善サービスと口腔機能向上サービスを組み合わせ実施した場合に加算)	1月につき
口腔機能向上加算 I	150	口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士、言語聴覚士又は看護職員が、介護職員と共同して口腔機能の改善のための計画書を作成しこれに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	月2回まで
口腔機能向上加算 II	160	上記 I の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に LIFE データ提出とフィードバックの活用	月2回まで
口腔・栄養スクリーニング加算 II	5	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、担当の介護支援専門員に当該情報を提供していること	6月に1回
科学的介護推進体制加算	40	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症等基本的な情報を LIFE へ情報を提供する	1月につき
サービス提供体制強化加算 I (上段：要支援 I、下段：要支援 II)	88 176	介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上、 または勤続10年以上介護福祉士25%以上	1月につき
サービス提供体制強化加算 II (上段：要支援 I、下段：要支援 II)	72 144	介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上	1月につき
サービス提供体制強化加算 III (上段：要支援 I、下段：要支援 II)	24 48	介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上 または勤続7年以上介護福祉士30%以上	1月につき
介護職員処遇改善加算 I	9.2 %	介護職員の離職防止・定着促進の取組の実施	1月につき